

栃木県地域防災計画(原子力災害対策編)の概要

計画策定の趣旨

- ・近隣県の原子力発電所で発生した事故による原子力災害に対し、関係機関が実施すべき施策について規定し、県民の安全・安心を確保する。
- ・防災の基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、具体的推進に努める。

防災関係機関の実施責任

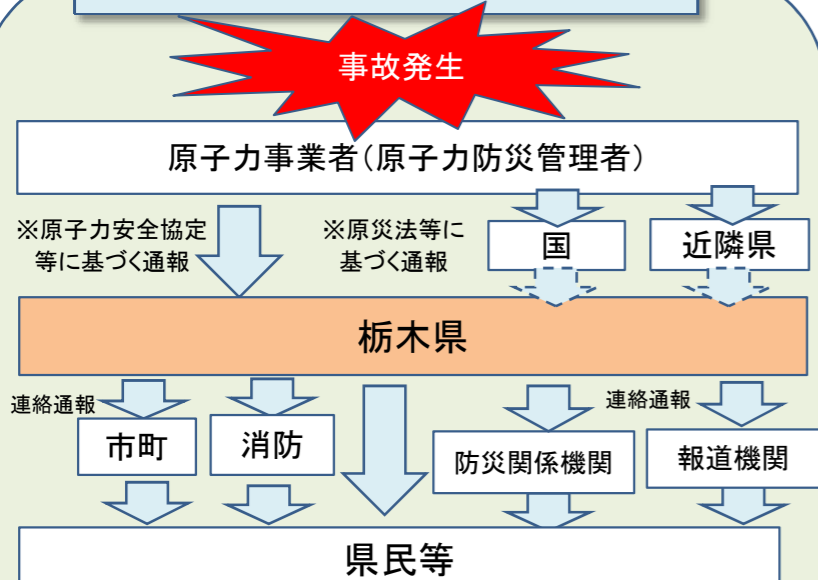
- 1 県
広域的な地方公共団体として、県民の生命、身体及び財産を保護するため防災活動を実施し、併せて市町等の業務を支援する。
- 2 市町
基礎的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災活動を実施する。
- 3 原子力事業者
原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、災害の拡大防止及び災害の復旧に関し、誠意を持って対応する。

災害の想定

- (従来) ・栃木県には原子力発電所は立地せず。
・主に放射性物質輸送中の事故等を想定。
- (今回) ・近隣県における原子力発電所において事故が発生。
・東京電力(株)福島第一原子力発電所事故と同程度の事故及び栃木県がPPAに含まれることを想定。

※PPA(Plume Protection Planning Area)
プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

緊急時の流れ



対象とする原子力発電所の位置



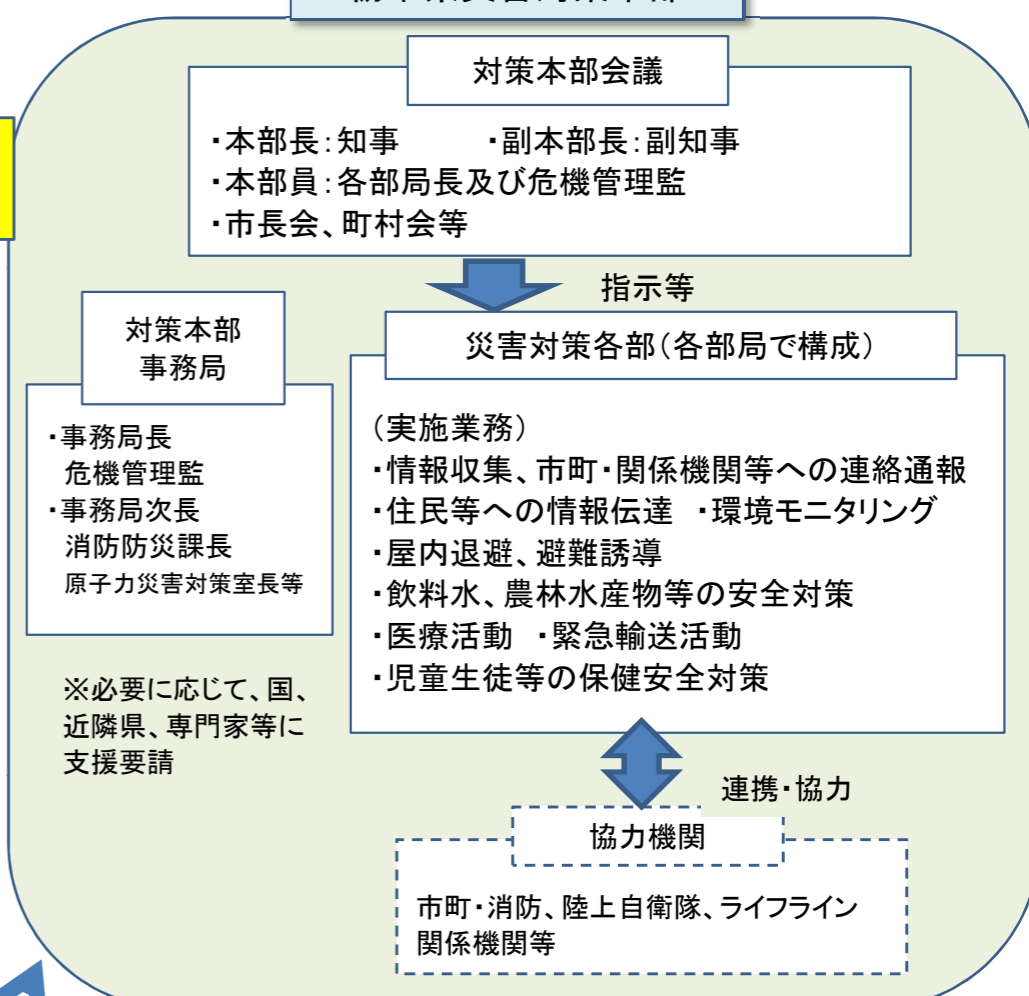
災害対応の基準

体制等	災害の態様	体制の概要
注意体制	近隣県における原子力発電所等において事故等が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合	・情報収集 ・応急対策の準備
警戒体制	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項の通報があった場合(特定事象) ②危機管理監が必要と認めた場合	・災害警戒本部の設置 ・災害の拡大を防止するため必要な情報収集、応急対策を行う体制
非常配備	①原子力防災管理者から原災法第15条第1項の通報があった場合(原子力緊急事態) ②知事が必要と認めた場合	・災害対策本部の設置 ・災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制(屋内退避、避難等)

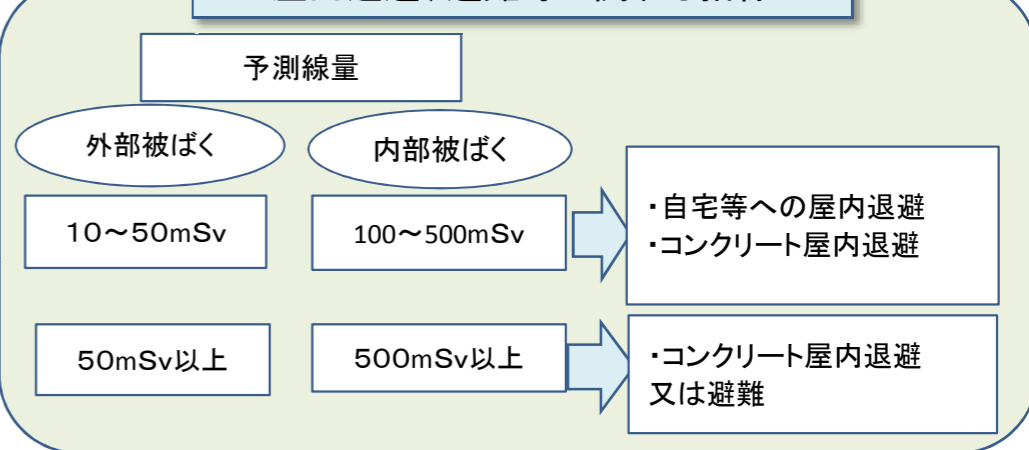
※特定事象(原災法第10条第1項)
・原子力事業所の境界付近で5 μ Sv/h以上を検出した場合
・臨界事故の発生のおそれがある状態
・原子炉の運転中に原子炉冷却材の喪失が発生すること、等

※原子力緊急事態(原災法第15条第1項)
・原子力事業所の境界付近で500 μ Sv/h以上を検出した場合
・臨界事故の発生
・原子炉の運転中に原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること、等

栃木県災害対策本部



屋内退避、避難等に関する指標



※右の事項については原子力安全委員会で検討中。検討結果を踏まえ今後改定。

・PPAの範囲
・防護措置(屋内退避・避難、安定ヨウ素剤の予防服用、飲食物摂取制限等)の具体的内容及び判断基準
・その他(他県からの避難者の受入れ等)